

# 黒石アートBOX 愛称募集要領

## 1. 趣旨

旧黒石小学校を計画地として整備を進めている（仮称）黒石市立子ども美術館の施設名称を「黒石アートBOX」に決定したことに伴い、「黒石アートBOX」が地域に親しまれ、地域活性化に広く貢献し、市民や来訪者の皆様に愛される施設となることを目的として、愛称募集を行います。

## 2. 募集期間

令和7年12月1日（月）から令和8年1月7日（水）まで 必着

## 3. 応募条件

- ・応募は1人1点まで
- ・応募者自身の創作による未発表のもので、著作権その他第三者の権利を侵害する恐れのないもの

## 4. 対象施設

### （1）施設概要

- ・施設名：黒石アートBOX
- ・所在地：青森県黒石市大字黒石字砂森76番地
- ・敷地面積：24,908m<sup>2</sup>

区分	主な施設・機能
美術館	<ul style="list-style-type: none"><li>・木工室：木工作業を主に行う、粉塵の出る作業用の場所</li><li>・アトリエ：絵具やミシン等を使った様々な作業を行う場所</li><li>・マテリアルラボ：身近な素材等を用いて創作への興味や意欲を育む場所</li><li>・グレイラボ：暗転が可能で、光を用いた実験や動画撮影、編集が可能な場所</li><li>・キッチンラボ：食の体験や調理、教室が開催できる場所</li><li>・アクションラボ：ダンスや演劇の練習ができる場所</li><li>・スタジオ：大型作品の展示や演劇、映画の鑑賞が可能な場所</li><li>・ギャラリー：多種多様な作品を展示する場所</li><li>・サウンドラボ：音楽活動や動画等の収録や配信が可能な場所</li><li>・地域共創ラボ：開校当時の教室の内観を残した誰でも自由に使用できる場所</li></ul>

## (2) 目指す姿とコンセプト

### ○目指す姿

#### 世界に羽ばたく人材の育成

子どもたちの多様性やその能力を自由に表現する場として整備し、幼少期から芸術に触れ合うことで発想力や想像力、新しい価値を生み出す創造性や感性を豊かにするなどの育成を目指します。

#### 多世代の交流による生涯学習の実現

幅広い世代における絵画や書道、陶芸や写真など表現活動を拡げるきっかけを作り、誰でも参加できる活動を通して生涯学習の実現を目指します。

### ○目指す姿を実現させるためのコンセプト

#### アート教育の場の創出

幼少期など比較的早い段階から芸術に接する機会を提供することや、小・中・高校生の共同の学習の場として、また、誰でも自由に表現活動を行うことができるなど幅広い世代が屋内はもとより自然に恵まれた屋外環境においても活動や交流できる体験型環境づくりを目指します。

#### 芸術活動の場の創出

本市にゆかりのある芸術家の作品やこれまで寄贈された作品を中心に展示し、作品の魅力を知っていただくとともに、地域の文化活動拠点として、市民の皆様の憩いの場や交流の場をはじめとする環境づくりを目指します。

## 5. 募集内容

### 「黒石アートBOX」の愛称

「黒石アートBOX ○○○（愛称）」のように表記されます。

※文字数の制限はありません。

## 6. 応募方法

次のいずれかの方法により応募してください。

### (1) 郵送

郵送はがき等に下記必要事項を記入のうえ、応募してください。

<必要事項>

- ①愛称（ふりがな） ②愛称の由来（意味や込められた想い、理由など）
- ③郵便番号・住所 ④氏名（ふりなが） ⑤年齢 ⑥電話番号（日中連絡のつくもの）  
(郵送先)

〒036-0306 青森県黒石市大字内町24番地1

黒石市教育委員会 文化スポーツ課 文化財係 宛て

## (2) 応募用紙

必要事項を記入のうえ、以下に設置された応募箱に投函してください。

(設置場所) 黒石市教育センター 3階 文化スポーツ課窓口

## (3) 応募フォーム (Google フォーム)

ホームページに記載されたURL、または専用応募用紙に記載されたQRコードを用いて応募フォームから必要事項を入力してください。

### ■ Google フォーム

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSc7aoIVdGvPP1NOS3W8GFcTluut\\_ugCoF3dGkwI6wavrYRHA/viewform](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSc7aoIVdGvPP1NOS3W8GFcTluut_ugCoF3dGkwI6wavrYRHA/viewform)

### ■ QR コード



## 7. 選考方法

下記の(1)～(2)によって愛称を決定します。

- (1) 応募作品の中から、検討委員会の意見を聴取した上で、市が最優秀賞を決定し、愛称として採用します。
- (2) 最優秀賞に同一名称の応募が複数あった場合は、愛称の由来や理由をもとに審査を行い、必要に応じて公正な抽選によって受賞者を決定します。

## 8. 発表

- (1) 最優秀賞の受賞者には、審査事務局から直接通知します。
- (2) 最優秀賞は、市ホームページ等の媒体で発表する予定です。その際、受賞者の氏名及びお住まいの市町村名について同意を得られた範囲で公表します。  
※選考結果に関するお問い合わせには応じかねます。予めご了承ください。

## 9. 賞及び商品

最優秀賞 (1点) 1万円分のQUOカード

## 10. 愛称の評価基準

黒石アートBOXの特徴を考慮して愛称をつけていただきますが、具体的には下記項目を基に評価します。

- ①施設に対するイメージのしやすさ
- ②愛称の由来
- ③親しみやすさ、覚えやすさ
- ④インパクト
- ⑤オリジナル性
- ⑥他の愛称（名称）や商標などに類似していないもの
- ⑦公募その他の場で使用実績がないもの

## 11. 留意事項

- (1) 応募に係る費用は応募者が負担し、応募用紙の返却はしません。
- (2) 必要事項に不備や虚偽がある場合や募集期間が守られていない場合は、応募は無効となります。
- (3) 応募作品は、応募者が創作した未発表のもので、他の施設の名称及び愛称や、その他の著作権、商標権などを侵害していないものとします。
- (4) 公序良俗に反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものは、選考の対象外となります。また、採用決定後に、その事実が判明した場合は、受賞を取り消すものとします。また、権利侵害等に伴う責任を問われた場合、全て応募者の責任となります。
- (5) 同じ読み方の愛称であっても、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字、記号で表記が異なる場合には別作品とみなします。
- (6) 郵送や電子メール等による作品の紛失については、市は責任を負いません。
- (7) 応募いただいた際の受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考結果に関するお問い合わせには、一切応じることができません。
- (8) 採用された愛称の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、商品化権、使用権、商標権その他一切の権利は、黒石市に帰属するものとし、応募者は著作人格権を行使しないものとします。
- (9) 応募者の個人情報は厳正に管理し、本件募集に関する用途以外に使用しません。ただし、最優秀賞作品の受賞者については、愛称決定後、氏名及びお住まいの市町村名を市ホームページ等にて発表いたします。
- (10) 応募作品について、原案を尊重しながら、表現、表記の一部を補正・修正して使用する場合があります。